

教職員の児童生徒への体罰発生時の対応フロー

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

<体罰にあたる行為>（例）

- 身体に対する侵害（殴る、蹴る等）
- 肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等の姿勢を長時間保持させる等）
- ・侮蔑的な言動により児童生徒に精神的苦痛を負わせた場合は、体罰の量定に準じて扱う。

<体罰にあたらない行為>（例）

- 次のためにやむを得ず行った有形力の行使
 - ・教員等が防衛のため
 - ・暴力行為を制止するため
 - ・目の危険回避のため
- 以下のような懲戒
 - ・放課後等に教室に残留させる。
 - ・授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
 - ・当番活動を多く割り当てる。
 - ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。

個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、総合的に考え、個々の事案ごとに判断する

- 児童生徒・保護者からの相談
- 教職員からの報告
- 相談機関等第三者からの通報

体罰の疑いがある事案発生
(校長認知)



事実の確認

当該児童生徒、教職員及び関係者から聞き取りを行う等、事実確認を丁寧に行うこと。



体罰の認定・疑いあり



報告・通報・相談 告発義務（刑事訴訟法239条2項）

校長→教育委員会への報告 必須

※児童生徒の安全を守る義務を果たすため、躊躇することなく迅速に報告すること。

千葉市教育委員会教育職員課



その後、事故報告書を提出するとともに、これ以降、学校は教育委員会と連携をとりながら対応にあたる。